

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和8年8月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月度の受付台数は13,056台で前年同月比96.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 昇降機等定期検査実務要綱・昇降機定期検査報告書作成要領の配布について

令和8年9月9日(水)・10日(木)の「昇降機等検査員地域講習会」開催後、「昇降機等定期検査実務要綱」等を要望される報告会社様は、添付の「実務要綱・作成要領 申請書」をメールまたはFAXでご連絡いただきますようお願いいたします。

尚、申請数が多い場合は調整させていただく場合があります。また送料については着払いとさせていただきますので了承願います。

2. 小荷物専用昇降機等の定期検査報告書(第二面)第一項の記入について

一例として、京都市からの指示により平成28年6月1日より前に設置された小荷物専用昇降機においては、当時の法令では確認申請が不要であったため、定期検査報告書(第二面)第一項には当該建築物の確認交付年月日等を記入し、確認番号の右側空欄に「建築物」と記入することとなっております。

しかしながら現状は確認番号の右側空欄に「建築物」と記入のないものが散見されております。

「建築物」と記入のない検査報告書については協議会での受付が出来かねますので、報告前には必ずご確認していただきますようお願いいたします。

建築物の確認年月日を記入下さい。

建築物と記入下さい。

昇降機等の状況等		(第二面)	
【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】			
【イ. 確認済証交付年月日】	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 第	1234	号 (<u>建築物</u>)
【ロ. 確認済証交付者】	☒ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 (		)
【ハ. 検査済証交付年月日】	平成 △△ 年 △△ 月 △△ 日 第	1234	号 (<u>建築物</u>)
【ニ. 検査済証交付者】	☒ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 (		)

なお、他の特定行政庁及び法令の改正等により、上記と同様に当該建築物の確認交付年月日と「建築物」の記入が必要なものについては、次ページの一覧表をご参照ください。

特定行政庁	適用年月日	内 容
大阪府	平成5年10月1日	確認申請を受けていない小荷物専用昇降機。
京都市	平成28年6月1日	確認申請を受けていない小荷物専用昇降機。
全特定行政庁	—————	旧4号建築物に設置されたエレベーターで、当時の規制緩和にて確認申請を受けていないまたは、併願申請にて確認申請を受けたエレベーター。
全特定行政庁	令和7年4月1日	旧4号建築物から新2号建築物に指定される建築物に設置されたエレベーターで確認申請を受けていないエレベーター。

※協議会より提供の報告書(第二面)については予め「建築物」の印字がされておりますが、他の様式で作成されたものについては必ず「建築物」と記入をお願いいたします。

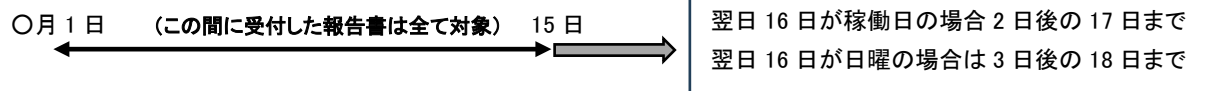
3. 定期検査報告書、提出後の返却期間について

協議会では、提出いただいた定期検査報告書をPDFに変換することやデータ保存等は行っておりません。

報告書を協議会へ提出した後に何らかの理由(報告会社側のデータ保存等)により、報告書が必要な場合は報告書を一旦ご返却させていただきます。

なお、返却が可能な期間については、以下のパターンをご確認ください。

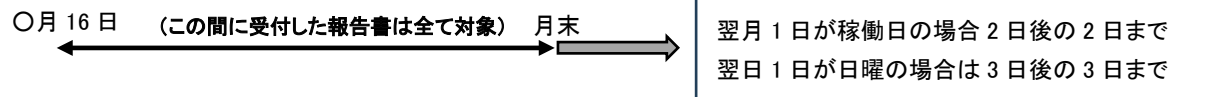
返却可能期間パターン1



1日から15日に受付した報告書は、翌日の稼働日から2日後までは返却可能です。

(例：R8年9月1日～15日の間で受付された報告書はR8年9月17日まで)

返却可能期間パターン2



16日から月末に受付した報告書は、翌月の稼働日から2日後までは返却可能です。

(例：R8年9月16日～月末までに受付された報告書はR8年10月2日まで)

返却可能期間を過ぎますと報告書は行政庁へ発送済となり、その後の返却対応については出来かねますのでご注意ください。

4. 要是正改善後の改善完了届及び報告書提出時における写真添付について(明石市)

明石市より、要是正指摘物件の改善完了報告は改善後の写真添付が必要となる旨のご指示をいただきました。

改善完了届提出の際には必ず改善後の写真を添付するようお願いいたします。

また、定期検査報告書の特記事項欄での改善報告についても同様に改善後の写真を添付するようよろしくお願いいたします。

なお、適用開始時期は令和8年10月1日受付分より実施とさせていただきます。

以上